

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人総合研究大学院大学の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員給与規則により、特別手当(賞与)の額について、学長は業務評価結果に応じてこれを増額し、または減額することができることとしており、平成25年度は標準額とした。

総合研究大学院大学は、大学共同利用機関の優れた人的・研究的環境を活かして高度の研究的資質、広い視野、国際的通用性を兼ね備えた一流の研究者を育成することを使命としており、①異分野連繫的・社会連携的な視点を持つ国際的研究者人材を育成すること、②大学共同利用機関と大学本部の連係と、国内外研究者との共同研究によって、学際的で先導的な研究を大学院生と共に展開すること、そして③社会と連携する科学を創造・教育し、アジアの大学院教育拠点としての地位を確立すること等の改革に学長のリーダーシップの下取り組んでいる。

そうした中で、総合研究大学院大学の学長は、職員数約120名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、法人格の異なる大学共同利用機関法人所属の約1,150名の教員を含む所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額2,044万円と比べて、それ以下となっている。

総合研究大学院大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、指定職俸給表5号俸相当として定めているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

また、予算規模(運営費交付金)が同規模である他の国立大学法人の長の報酬水準以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

###### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	該当無し
理事	該当無し
理事(非常勤)	該当無し
監事	該当無し
監事(非常勤)	該当無し

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 14,581	千円 10,036	千円 3,918	千円 602 (都市手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 13,768	千円 9,302	千円 3,632	千円 558 (都市手当) 276 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 13,617	千円 9,302	千円 3,632	千円 558 (都市手当) 124 (通勤手当)		3月31日	
A監事 (非常勤)	千円 1,735	千円 1,676	千円	千円 59 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,698	千円 1,676	千円	千円 22 (通勤手当)			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後、独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 13,579 (55,350)	年 10 (37)	月 0	H26.3.31	1.0	任期満了	
A理事	千円 3,775 (44,955)	年 3 (32)	月 0	H26.3.31	1.0	任期満了	
B理事	千円 7,551 (10,462)	年 6 (8)	月 0	H26.3.31	1.0	任期満了	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:法人の長、A及びB理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

注3:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後、独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画を踏まえ、限られた運営費交付金の範囲内で人件費を削減しつつ業務を行う必要があることから、事務組織においては業務の合理化・簡素化等を積極的に推進するとともに、教育研究組織においては教育研究の水準を確保しつつ、人件費削減を図るため任期を付した教員や特別研究員、有期雇用職員の雇用制度を活用する等の戦略的かつ効果的な資源配分を行い、計画的な人件費管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国の交付金による雇用にかかる社会的説明責任に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員給与に準拠しつつ他の国立大学法人の給与水準を考慮し、本学の立地や円滑な人事交流の促進等に配慮した補正を行っている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教員・事務職員の勤務評定を実施し、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務成績等を考慮して実施している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、一定期間を良好な成績で勤務したときに、上位の号俸に昇給させることができる。
本給月額 (特別昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号俸に昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(12月1日)以前の期間(当年4月1日以降基準日まで)における勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

平成24年及び25年の人事院勧告、他の国立大学法人の動向及び本学の運営体制の見直しを考慮して、以下の措置を講ずることとした。

- ・高位の号俸から昇格した場合の本給月額の増加額を縮減。
- ・平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の調整の必要があると認められる職員について、同日に1号俸上位の号俸に調整。
- ・55歳以上の職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、勤務成績が特に良好の場合には1号俸、極めて良好の場合には2号俸の昇給にそれぞれ抑制。
- ・管理職手当支給対象者に、大学運営体制の見直しに伴う新たな職種である「附属図書館副館長」、「広報室長」を追加。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	44人	42.9歳	6,237千円	4,751千円	164千円	1,486千円
事務・技術	30人	40.7歳	5,424千円	4,142千円	174千円	1,282千円
教育職種 (大学教員)	14人	47.6歳	7,980千円	6,059千円	142千円	1,921千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分について及び常勤職員の区分のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、非常勤職員の区分については該当者がいないため記載を省略した。

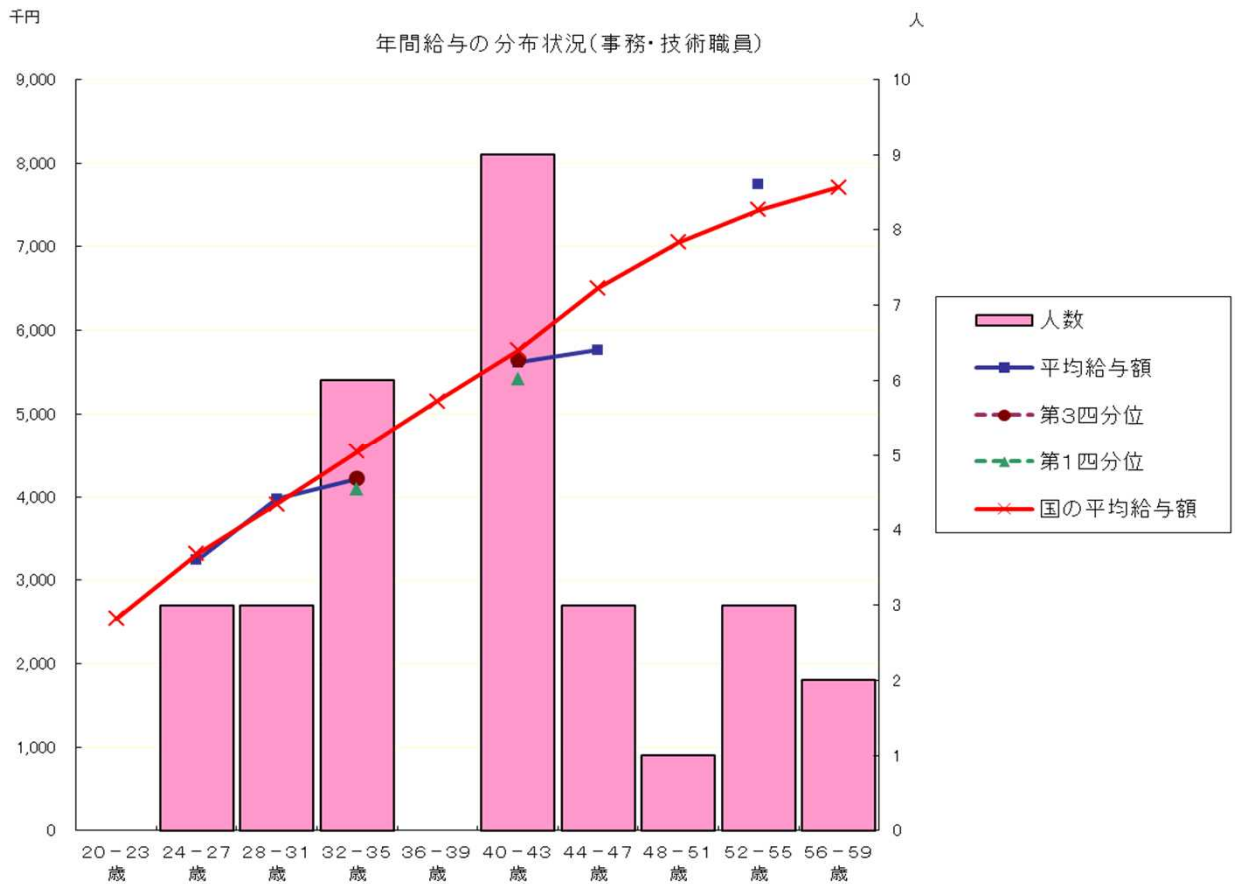
[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	33人	41.9歳	4,329千円	4,329千円	135千円	0千円
事務・技術	20人	43.1歳	3,438千円	3,438千円	172千円	0千円
教育職種 (大学教員)	10人	41.9歳	6,389千円	6,389千円	104千円	0千円
特別研究員	3人	34.5歳	3,400千円	3,400千円	0千円	0千円

注:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分について及び非常勤職員の区分のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため記載を省略した。

注:「特別研究員」とは、先端科学研究科の研究プロジェクトに従事するため、任期付きで年俸制により雇用される職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

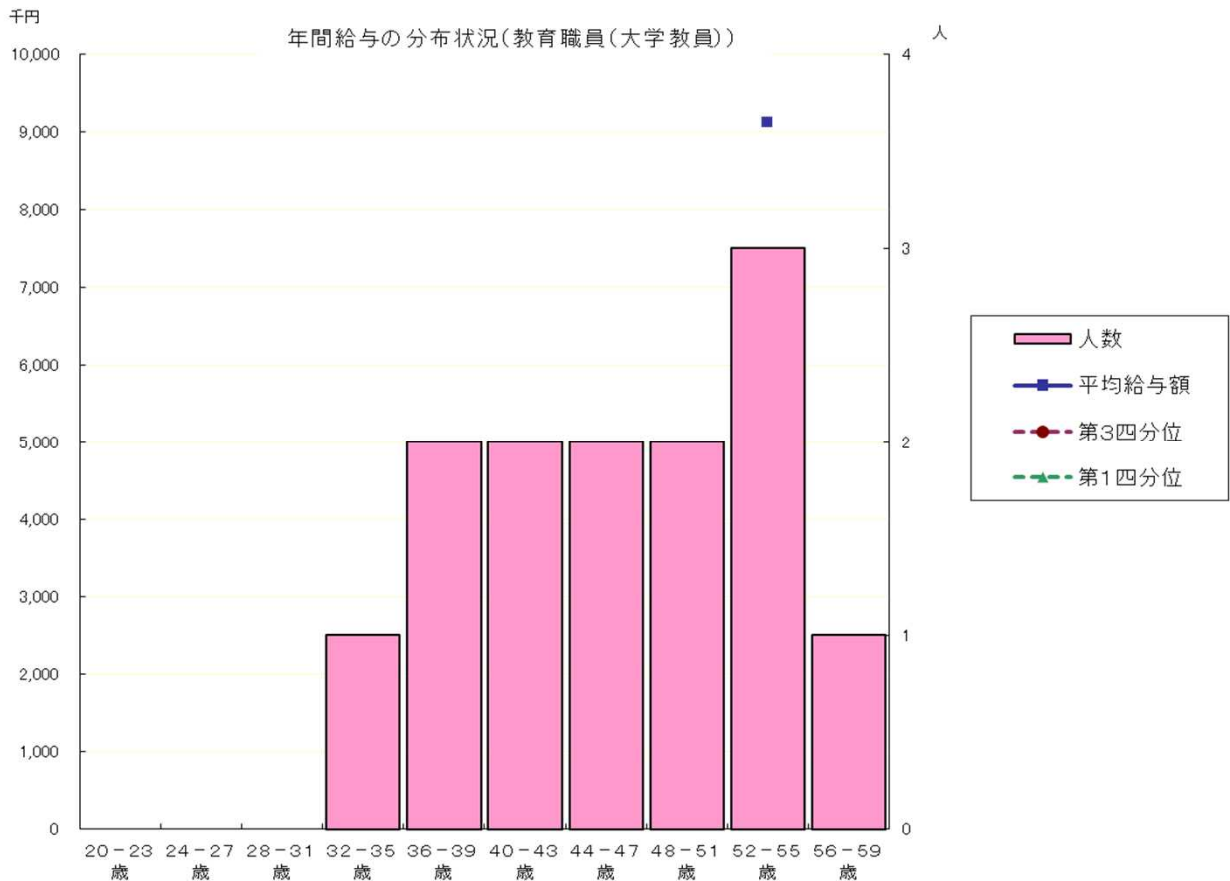
注:年齢24～27歳、28～31歳、44～47歳、48～51歳、52～55歳及び56～59歳の該当者は4人以下のため、第1、第3分位については表示していない。年齢48～51歳及び56～59歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・局長			-		-
・課長	3	51.2	-	7,821	-
・課長補佐	3	51.8	-	6,580	-
・係長	9	42.8	5,407	5,509	5,598
・主任	6	36.5	4,101	4,340	4,621
・係員	7	28.8	3,257	3,676	4,105
・専門職員	1		-		-
・専門員	1		-		-

注:課長及び課長補佐の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。専門職員及び専門員の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、平均年間給与額及び年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:課長には、課長相当職である「附属図書館副館長」を含む。



注:年齢32～35歳、36～39歳、40～43歳、44～47歳、48～51歳、52～55歳及び56～59歳の該当者は4人以下のため、第1、第3分位については表示していない。年齢32～35歳、36～39歳、40～43歳、44～47歳、48～51歳及び56～59歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ( ・教授 ・准教授 ・講師 ・助教 )	4	57.0	-	9,754	-
	5	48.5	7,526	7,871	8,097
	3	41.5	-	6,529	-
	2	-	-	-	-

注:教授及び講師の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。助教の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、平均年間給与額及び年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐	課長 課長補佐	課長	課長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	30 人	3 人 (10.0%)	5 人 (16.7%)	15 人 (50.0%)	3 人 (10.0%)	2 人 (6.7%)	2 人 (6.7%)	( ) 人 ( )%	( ) 人 ( )%	( ) 人 ( )%
年齢 (最高～最低)		27～25 歳	33～28 歳	56～34 歳	53～42 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,572 ～2,425 千円	3,381 ～2,717 千円	4,781 ～3,075 千円	5,005 ～4,768 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,293 ～3,162 千円	4,286 ～3,575 千円	6,337 ～4,061 千円	6,784 ～6,370 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注:5級及び6級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	14 人	( ) 人 ( )%	2 人 (14.3%)	3 人 (21.4%)	5 人 (35.7%)	4 人 (28.6%)
年齢 (最高～最低)		～ 歳	～ 歳	44～39 歳	53～43 歳	63～52 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	5,228 ～4,552 千円	6,194 ～5,606 千円	7,864 ～6,799 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	6,920 ～5,918 千円	8,183 ～7,524 千円	10,287 ～9,200 千円

注:2級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④

賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 63.6	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 36.4	% 36.3
	最高～最低	% 36.4～35.8	% 37.8～35.7	% 36.9～36.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.4	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.6	% 34.6
	最高～最低	% 36.4～33.9	% 37.5～29.5	% 36.8～31.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 68.7	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 31.3	% 33.5
	最高～最低	% 36.4～35.2	% 31.9～30.8	% 34.1～32.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 68.5	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 31.5	% 33.6
	最高～最低	% 36.4～34.8	% 31.9～30.4	% 34.1～32.6



⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.4

対他の国立大学法人等

105.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」)においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	95.4
	参考	地域勘案 101.5 学歴勘案 93.9 地域・学歴勘案 100.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	-	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 86.0% (国からの財政支出額 2,044,000,000円、支出予算の総額 2,377,000,000円：平成25年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 対国家公務員比較指標は95.4であり、本学の給与水準は概ね適切なものとなっているが、職員全体に占める他の国立大学法人からの人事交流者等の割合が高いため、地域勘案指標が101.5と高くなっている。  <b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
講ずる措置	-	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

前年度の国家公務員に対する事務・技術職員の比較指標は96.4で、当年度1.0ポイント減少した。また、教育職員(大学教員)の国家公務員との給与水準の比較指標は前年度の98.4から、1.1ポイント減少した。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 393,496	千円 386,554	千円 (%) 6,942 ( 1.8%)	千円 (%) △ 19,775 ( -4.8%)
退職手当支給額 (B)	千円 140,833	千円 0	千円 (%) 140,833 ( - )	千円 (%) 68,950 ( 95.9%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 291,281	千円 257,972	千円 (%) 33,309 ( 12.9%)	千円 (%) 33,808 ( 13.1%)
福利厚生費 (D)	千円 87,999	千円 80,969	千円 (%) 7,030 ( 8.7%)	千円 (%) 11,084 ( 14.4%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 913,609	千円 725,495	千円 (%) 188,114 ( 25.9%)	千円 (%) 94,067 ( 11.5%)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表付属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤職員の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の増減要因について

「最広義人件費」については、給与、報酬等支給総額が職員の新規採用及び昇給等により1.8%増となり、退職手当支給額については平成25年度は支給があったため増加し、非常勤役職員等給与については特定有期雇用職員、特別経費による特任教員の新規採用等により12.9%増となり、全体としては対前年度比25.9%増となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

本学の人件費については、業務費に対する比率が全国立大学中最も低く、平均を大幅に下回っていることから、健全な財政環境にあると言える(国立大学法人等の平成24事業年度決算等について(文部科学省))。